

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和8年2月2日（月）16時00分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・「みえ探究フォーラム2025」を開催します

### 質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・「みえ探究フォーラム2025」を開催します
- ・教育委員会定例会について
- ・職員採用時の国籍条項復活検討について
- ・県立高校教員の児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いについて
- ・県立高校入学者選抜について

### 発表項目

#### ○教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を1件行いました。性的姿態等撮影により、免職処分とした案件です。子どもたちに人の道を説く教職員が、このようなあってはならない事態を引き起こしまして、県民の皆様への公教育に対する信頼を大きく損なうことになりましたこと、大変重く受け止めています。県教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日2月2日です。桑名市立陽和中学校講師、中村奏太、男性25歳を免職といたしました。なお、この事案では、被処分者の氏名を公表しています。これは、公表に関する私どもの基本的な考え方の中で、懲戒免職処分であって、事案が重大な法令違反や非違行為に該当し、逮捕起訴等に伴う報道発表等で被処分者の氏名がすでに明らかになっている場合には、被処分者の氏名を公表することがあるとしていることから、公表しているものです。この者は、令和6年8月15日午後11時2分頃から11時3分頃までの間、桑名市内の女性A、当時10代宅敷地内において、ひそかに、手に持った携帯電話を浴室の小窓から浴室内に差し向け、女性Aを動画撮影しました。また、これと同様に、令和5年11月4日、5日、脱衣所内の女性B、当時10代を、令和6年9月16日には、浴室内の女性C、当時10代を動画撮影しました。これらの行為について、同人は、女性Aの事案により令和7年11月28日、津地方検察庁四日市支部から性的姿態等撮影の罪で起訴されるとともに、女性B、Cの事案により令和7年12月22日、同罪で追起訴されました。なお、発覚の経緯ですけれども、この者は令和7年11月8

日午前0時頃、桑名市内において、自宅の敷地内に不審者がいるとの通報を受けて現場に駆けつけた桑名警察署員から職務質問を受けました。この警察署員が同人の携帯電話を調べたところ、令和6年8月15日午後11時頃に撮影された動画が残っていたことが発覚し、11月9日午前1時頃、性的姿態撮影等処罰法違反の疑いで逮捕されたという次第です。補足説明いたします。まず、この者の現在の状況ですが、この者は逮捕から現在に至るまで、勾留の状況が続いています。また、警察や検察からは、事件について詳細な情報提供はできないとの回答を受けています。このため、私どもとしては、起訴状の写しの確認と、それから本人に対する15分間の限定的な聴き取りによりまして、できる限りの情報確認を行いました。その中で、本人が起訴状の公訴事実の内容を認めましたので、本日の処分に至ったところです。従って、事案の詳細については、不明な点が少なくありません。これはご理解をお願いします。なお、この者の第1回公判は1月15日に行われました。このとき、起訴された内容について、本人は全て間違いないと罪状を認めています。次に、私どもが掴んでいる今回の事案に係る情報をいくつか申し添えます。まず、発覚の経緯のところでは、この通報を行ったのは誰かですけれども、これは同人の教え子の家族とのことです。ただ、この日も盗撮目的で行動していたものの、この日は盗撮行為には及んでいないと、本人は供述しています。実際、検察からもこの日の行動に関する起訴はされていません。次に、被害者についてです。詳細は分かりかねるのですが、被害者は自分の教え子だと、本人は供述しています。また、起訴に至った被害者の数は3人です。それから、学校内での盗撮はあったのかどうかですけれども、本人は学校内での盗撮は行っていないと供述しています。また、警察が携帯電話を押収してデータの確認を行っているのですけれども、校内での盗撮は警察でも確認されていません。加えて、この逮捕を受けまして、当該校でも、教職員により、校内点検を行いました。盗撮用カメラの設置がないことを確認しています。あと、撮影した画像をネット等で他人と共有していなかったのかということですが、本人はネット上に共有はしていないと供述しています。警察による捜査の中でも、ネット上での共有は確認されていないようです。そのため、私どもも、共有はしていないと判断しています。今後の対応ですけれども、県教育委員会では、児童生徒性暴力の根絶に向けたハラスメント研修動画を新たに作成し、令和8年1月29日付で各市町等教育委員会及び県立学校に配信したところです。この研修動画を全ての教職員に視聴させることにより、綱紀粛正の徹底と教職員の倫理観の醸成を改めて図ってまいります。また、令和7年9月2日付で公表しました公立学校における「盗撮防止に向けた対策」に基づき、教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱いルール徹底、盗撮防止に向けた日常的な環境整備・点検等により、服務規律の確保の徹底を図ることとしています。

#### ○「みえ探究フォーラム2025」を開催します

児童生徒の自然科学・社会科学・人文科学に対する興味・関心をさらに高め、県全体の探究的な活動の向上を図ることを目的に、「みえ探究フォーラム2025」を開催します。2

月7日土曜日、鈴鹿医療科学大学千代崎キャンパスでの開催です。実施内容は大きく2つです。資料の2の内容のところで、まず(1)高校生、中学生による課題研究等の発表については、高校生・中学生が、探究的な活動の研究成果を発表するものです。2つ目のポツにありますように、口頭発表、ポスター発表を行いまして、それぞれについて、観点別の最優秀賞、さらには、教育長賞、グッドパフォーマンス賞を選定します。このイベントは、高校生・中学生に限らず、どなたでも見学いただけます。次に(2)の高校生による小学生向け科学体験講座は、県立高校8校の高校生が、それぞれ①から⑧の科学体験講座を実施します。この講座の参加には事前申込が必要で、すでに申し込みを締め切っています。当日参加はできませんのでご留意ください。なお、このフォーラムは今年で10回目の開催となりますが、今回の新しいポイントとしては、今年度ベトナム研修をしたのですけれども、そこに参加した生徒が、この研修での学びをもとにグローバル企業のあり方について口頭発表を行うことや、三重大学の教育学部の学生も参加しまして、発表に対して助言や評価を行うことなどがあります。

### 発表項目に関する質疑

#### ○教職員の懲戒処分について

(質) 最初の事案は、令和5年11月だったということですね。

(答) 時系列で言うと一番古いのは令和5年です。

(質) ただ、令和6年8月の事案を概要の中心に書いているのは、起訴された順ということになりますか。

(答) 最初に起訴されたのがその案件ですので、それから順に書いています。

(質) 期間は令和5年11月から、昨年9月までと。

(答) 起訴された事案についてはそうです。

(質) 被害者は3人ということですね。

(答) 起訴された事案については3人です。

(質) あえて「起訴された事案については3人」とおっしゃる背景ですけれども、それ以外にどういった情報を確認していますか。

(答) 本人は、大学生の頃に初めて盗撮を行って、起訴された事案以外にも行ったことがある旨供述しています。警察によって他の事案についても、事情聴取を受けているものだと思いますけれども、詳細については分かりません。大学生の頃に初めて盗撮し、そのままエスカレートしてしまったということのようです。

(質) エスカレートしてしまったというのは、県教育委員会による聴き取りで話しているということですか。本人が話している内容で教えてください。

(答 教職員課) 盗撮はいつから行っていたのかという質問に対して、本人は、「大学生の頃、初めて盗撮を行いました。そのまま続いて、エスカレートしてしまった」と言っています。さらに、性的欲求を満たすためだったのかと確認したところ、本人は、「性的

欲求を満たすことが、動機ではありましたが、次第に盗撮する行為が目的となり、撮影しても、動画を確認しなくなりました」と供述しています。

(質)「そのまま続いて」という言葉がありましたけれども、これは本人が言っているということですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) つまり、「大学生の頃から」という件については、県教育委員会はこれ以上把握していないということですか。

(答) 把握していません。

(質) 被害者が3人ということですが、今回起訴された3人とも教え子ということですか。

(答) 本人は教え子だと供述しています。

(質) 県教育委員会としては、本人が教え子だと供述しているだけで、把握はしていないということですか。

(答) 被害者の詳細については、これ以上のことは分かりません。我々としては、その内容しか把握していません。

(質) その内容というのは、本人がそのように説明しているということですか。

(答) 教え子だということしか把握していません。

(質) これも、県教育委員会の聴き取りに対してそう話したということですか。

(答 教職員課) 被害者について確認したのですが、本人は「教え子にあたります」と供述しています。これ以上のことを伝えることができますかと聞いたところ、「裁判の途中のため、弁護士によりこれ以上伝えることはできないと言われている」と供述しています。

(質) この発言の趣旨としては、3人とも教え子に当たると供述しているということですか。

(答) そうです。

(質) 本人は被害者が住んでいる住所をどのように把握したのですか。

(答) 教え子ですから、一定情報を得ていたのだらうと思っています。

(質) 今回の件に対しての受け止め、謝罪について、本人は事情聴取のときに何か話したのですか。

(答 教職員課) 本人からのコメントとして、「被害者の方、ご家族はもとより、勤務校の生徒、保護者など、多くの方々に、大変ご迷惑をおかけしました。被害者の方には、生涯において消えることのない傷を負わせたこと、精神的に大きな負担を与え、深く、申し訳なく思っております」と言っております。

(質) この講師は、採用がいつで、何年目ですか。

(答) 令和4年に、最初は非常勤講師として採用され、その年の内に常勤の講師になり、今が4年目です。

(質) 学校は変わっていないのですか。

- (答) 同じ学校です。
- (質) 教科は何ですか。
- (答 教職員課) 数学です。
- (質) 担任は持っていたのですか。
- (答 教職員課) 2年生の担任を持っていました。
- (質) 被害者はいずれも桑名市内の方ですか。年齢は10代ですか。
- (答) 被害者の住所は分かりませんが、学区がありますので、おそらくそうだと  
思います。年齢はいずれも10代です。
- (質) いずれも入浴姿を撮影したということですか。脱衣所もあったとか。
- (答) 脱衣所内の女性を盗撮した事案もあります。
- (質) 入浴中等という言い方になりますか。
- (答 教職員課) そうです。起訴状の内容から、既に分けて表現されています。
- (質) 被害者が盗撮されたのは、いずれも自宅か。
- (答) そうです。
- (質) 教え子は卒業生なのか、現役の生徒なのか。
- (答) それは分かりません。
- (質) 公判で認めているということは、処分にも加味されているのですか。それとも、聴き  
取りだけで判断しているのですか。
- (答) 公判で認めているので十分なのですが、聴き取りの中でも認めているので、処  
分を行っても間違いないだろうと判断しています。
- (質) 聴き取りは初公判の前にされたのですか。
- (答) 公判の次の日です。
- (質) では、初公判が終わったので起訴状も確認できるようになったということですか。
- (答 教職員課) 実際のところは、2つの起訴状の確認ということになりましたので、公判  
というのは少し横に置いて、起訴状の確認をした上で、事実を認めたと考えています。
- (質) 今年度の懲戒処分は何件目ですか。
- (答) 今回で7件目の懲戒処分ですが、わいせつ事案は初めてです。
- (質) 懲戒に至らない処分で、わいせつ事案はなかったのですか。
- (答) ありません。
- (質) 教え子であるということをお話する旨を公表していただきましたけれど、被害者の特  
定につながる恐れはないですか。
- (答) 教え子というだけなら、特定につながらないだろうと考えています。すでに学校名が  
公表されている時点で、一定その学校の方々は不安になっていると思っておりますが、  
教え子だということに関しては、公表してもいいのではないかと判断しています。
- (質) 在校生なり、OBなりにケアなどの呼びかけはしているのですか。
- (答) スクールカウンセラーの派遣等の対応をしております。校長は全校集会を行いまして、

事件について謝罪等もしっかりしておりますし、11月10日には保護者説明会も行っています。保護者からは一定の理解を得ることができました。そのときに、スクールカウンセラーの派遣要請の対応についても学校から説明をしています。現在、生徒は落ち着いた様子で学校生活を送っていると聞いています。

(質) 公判の日程等は把握されていますか。次でもう判決等が出るのでしょうか。

(答 教職員課) 2月6日に2度目の公判が行われ、内容としては、2つ目の起訴内容にあると本人からは聞いています。それ以後の日程は確認していません。

(質) これまでの勤務態度はいかがですか。

(答) 担任もしていますし、勤務態度に問題があったとは聞いていません。

(質) 令和5年から令和6年9月までの間は、担任をしていたのですか。

(答 教職員課) 令和5年度と6年度は担任を持っていません。

(質) 大学生の頃からやっていたということで、難しいと思うのですが、採用時のスクリーニングのようなことはできないのでしょうか。

(答) 採用時点で分からないものかという声をいただくんですけども、有識者に聞いても難しいという答えが返ってきます。そもそも採用面接の質問の投げかけのときに、そういう聞き方をすること自体なかなか難しいところがあります。我々としては、データベースでしっかり確認するということが重要なのかなと思います。

(質) 過去に、わいせつ事案等で、懲戒免職や逮捕された教職員の方はいらっしゃったのですか。

(答) わいせつ事案で逮捕された教職員というのは、過去にもいます。

(質) 再発防止の部分で、児童生徒性暴力の根絶に向けたハラスメント研修動画を新たに作成ということですが、こういった動画はこれまでなかったのですか。

(答) 不祥事の根絶に向けて最近ハラスメントが問題になりますので、令和5年度にもハラスメントの動画を作っています。5年度がセクハラ、6年度はパワハラ動画を作って視聴させているのですが、今回はもう一度、セクハラについて新たな視点から、動画で学ばせるという予定で進めていた矢先です。

(質) 2年前にも作っていたということですか。

(答) 作っています。

(質) 今回は内容を変えたのですか。

(答 教職員課) 令和5年度は、ハラスメントのそもそもの定義や基本的な考え方についての内容になっております。令和6年度については、体罰と不適切な言動に関する内容をテーマにした動画を作っております。本年度については、もともと、児童生徒性暴力に関する、わいせつ行為に関する動画を作る予定だったのですが、作っている矢先に今回の事案が生じたということもあります。

(質) 令和5年度の動画と令和7年度の動画は内容がどう変わったのですか。

(答 教職員課) 今回の中身は、どのようなものが実際に性暴力に関する行為や発言にあた

るのか、どのような影響を与えるのかということなど、具体的に5つのケースを勉強していただく動画になっています。

(質) 今回の免職の処分理由としては、起訴されて、聴き取りでも認めたというところが主になるのですか。

(答) そうです。

(質) 今回の事案について教育長のコメントは。

(答) これだけ盗撮事案等が世間で大きくなり、社会的な課題となっていて、こんなことはしてはならないということが非常に言われている中でこういう行為をするということ自体に、大変怒りを覚えますし、皆様に大変申し訳なく感じています。こういうことをなくしていくために、我々としても、粘り強く言い続けるしかないのかと想着いて、今後に向けて、しっかり対応をしていかなければならないと認識しています。

#### ○「みえ探究フォーラム2025」を開催します

(質) 例年と異なることや新しい取組はありますか。

(答) ポイントとして、いくつかあるのですが、今年ベトナム研修に参加した生徒が、この研修での学びをもとに、グローバル企業のあり方について口頭発表を行うというのが新しい点の1つです。また、三重大大学の教育学部の学生が参加して発表に対する助言や評価を行うという点も、今年度新しい点となります。

(質) 受付等は全て締め切っているのですか。

(答) 小学生の体験教室はもう締め切っているのですが、高校生や中学生が行う探究フォーラムの発表は、誰でも見ていただけます。

#### その他の項目に関する質疑

##### ○ 教育委員会定例会について

(質) 今日の教育委員会定例会の議題はほとんど非公開になっています。教職員の処分も実は非公開であるにもかかわらず、資料が出ている。工事請負契約はなぜ非公開にするのですか。

(答) 議会への提案前であるため、非公開にしており、今も公開できないということになります。懲戒処分は、その審議の間は非公開ですが、そこでもう決定して、私が今ここで発表しているので、皆さんに公表できるということになります。

(質) 教育委員会の常任委員会等には正副委員長とか委員含めて、この懲戒処分については、今日、FAX等を出しているのですか。

(答 教職員課) 発表資料を送っています。

(質) 議会に対して一応、弁明ができるのであれば、工事請負契約でも、こういうものを教育長会見で出しますと出せばいい話ではないのですか。我々は結果ではなく過程がニュースであり、設計段階から過程を追っていくのがニュースです。建物ができましたと

いうことで、書けるわけではない。設計が途中で変更になったとも全部ニュースです。我々は過程を追っているのです、その観点からいくと、途中は全部非公開にして、完成だけは連絡、公表するというのは本末転倒です。県の情報公開条例からいっても、おかしいのではないですか。

(答) 我々は途中を非公開にしているとかそういう趣旨ではなくて、この後議会の本会議に議案としてかけるため、それまでに我々が、公表してしまうのはやはり議会軽視になるのでいけない。議会に出したときには公開するので、そのときに見ていただいたらという趣旨です。

(質) この教職員の処分事案も、事前に会見で出すからということで出したと思いますが、議案もそのように出せばいいだけの話ではないのですか。工事請負契約で、議会にかけるまではというような文句を議会は言わないはずですか。

(答) 議会に議案として出す前に外へ出すのは、やはりご法度だと私は思っています。

(質) 歴代教育長はしていたりするのではないですか。

(答) それはないと思います。工事請負契約でも議会にかけるものは当然事前には出せないと思います。

(質) 金額ですよ。要は議会の承認がいる工事請負契約があると。でもそれ以外のところで、例えば新規に機器を設置するとか、あるいはどこの校舎の改修をするとか、それについて議会承認が要らない金額のものならば、出ているのではないですか。

(答) 議会の議案にならないような工事請負契約であれば出すことは可能だと思いますが、それはそもそも教育委員会定例会の議案には出ません。教育委員会定例会の議案に出てくるのは、基本的には議会に出すものですので、公開にはできないということです。

#### ○職員採用時の国籍条項復活検討について

(質) 日教組の研修会が、先週三重県でありました。その中で、三教組の委員長が県の国籍条項の復活検討について、どちらかというところと反対姿勢を示したと聞いています。県教育委員会の教育長としては、職員の国籍条項の復活検討についてはどう思われているのですか。

(答) 知事が言われていることですので、私としては、知事の意見に対してコメントするのは差し控えないといけません。実情だけ少し申し上げますと、三重県の教育委員会だけではなくて、全国 47 都道府県の教育委員会は、国籍条項を設けていません。47 都道府県中 45 は、任期の期限を付さない常勤講師として雇っています。これは教諭とは呼ばないのですけれども、正規職員としての扱いです。あとの 2 県は、教諭と呼んでいるのですけれども、いずれにしても 47 都道府県全て国籍条項は設けていません。行政職員は設けている県と設けてない県があるようですけれども、行政職員で国籍条項を設けている県でも、教員は設けていないということになります。これは、実は国の考え方がありまして、文部科学省の通知が平成 3 年に出ており、日本国籍を有しない

者にも採用試験の受験を認めるといふことと、選考に合格したものについては、任用の期限を付さない常勤講師として任用するといふことを、各教育委員会に対して指導しています。全国的にこのような扱いとなっていますので、たとえ知事の方から、教育委員会に対して国籍条項を設けたらどうかと言われても、基本的には今のまま継続することになるのかなと思っています。ただ、知事の方から教員に対して、そういう話はこないのではないかなと思っています。

(質) こないのではないかと、楽観視しているわけですか。

(答) 話がきたら、また考えればいいのですけれども、今、全国的には文部科学省の通知があるという状況です。知事が言われているのは機密事項の話ですので、教員の中では機密事項というのはなかなか考えにくいことですので、該当しないのではないかなと思っています。

(質) 朝鮮学校で反日教育をしていたとかいふことで、朝鮮学校への補助を、県議会で打ち切ってはどうかとかいふ話が以前に出たことがありました。常勤、非常勤といふことはありながら、そういった教育がされないという保証はないのではないですか。そこについて心配はないのですか。

(答) 今問題となっているのは、例えば天皇陛下がこられたときの動線が漏れるとか、そのような機密事項の話ですので、そういう意味では、教育の職員に関しては、そういう情報を漏らすといふようなシチュエーションはないかなと思っています。

(質) 三重県の県立高校の歴史の中では、実際に旧南島高校で原発教育が行われていて、それが議会で問題視されたことがありました。そういった思想的なこと、常勤、非常勤の外国人教師によって、何らかの形で歴史的な教育をされるといふような恐れはないのですか。

(答) 突き詰めていくと難しいところがあるのかもしれないですけども、基本的には問題はないだろうと。何か懸念されるようなケースがある場合は、そのときの人事配置等での対応の仕方はあるのかなと思います。いずれにしても、まだ何も言われていませんので、仮定で話すのはどうかといふ気はしています。今申し上げたのは、全国的な教育委員会の状況です。

(質) 現状の話で、その方達は、校長とか教頭になれないということですね。

(答) そうです。管理職や主任になることはできないとされています。現在、7名勤務しています。

(質) 常勤講師、ないしは非常勤講師ですか。

(答) 常勤講師です。非常勤といふのは正規職員ではないので、任期の期限を付さない常勤講師です。

(質) これは全部県立高校の職員ですか。

(答 教職員課) 小中合わせて7名です。

○ 県立高校教員の児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いについて

(質) 先日、県立高校の先生が、児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いで、名古屋市で逮捕されたという事案がありました。それについての受け止めに伺えますか。

(答) 教員としてやってはならない案件ですので、大変重く受け止めています。これについても、しっかりと事情聴取をして、厳正なる処分なりを検討していかなければならないと思っています。ただ、今回の児童買春の構成要件というのが、18歳未満だと分かっていたかどうかということと、対価を払ったかどうかと、この2つがあって初めて成立しますので、新聞記事によると、本人がどうも18歳未満であるということを知っていなかったという供述をしていて、そのところがはっきりしないと、すぐに処分をするということはなかなかしにくいと思っています。

○ 県立高校入学者選抜について

(質) 明日、県立高校の試験があるかと思えます。ちょうど衆議院議員選挙中ですが、選挙カーの影響が出ないような配慮や、呼びかけはされていますか。

(答) 基本的には学校で試験をします。何か選挙による影響はないと考えています。おっしゃられているのは、選挙運動の音声のようなことですか。

(質) 街宣車の声がうるさくて、リスニングの試験に影響があるというようなイメージです。

(答 高校教育課) 県教育委員会から、県選挙管理委員会に対して、リスニング試験が行われる日付と時間帯と場所をお伝えしてありまして、1月21日に立候補予定者や届出予定者への説明会で周知をいただいています。

(質) そういうことはないものと、期待しているということですか。

(答) 気にしていただいていると思うのですけれども、高校は方々にありますので、そのあたりどこまで聞いていただけるのかというのは未知数です。

以上、16時44分終了